

後期高齢者の方を対象に 平成20年度から 新しい医療制度が始まります。

後期高齢者医療制度についての質問にお答えします

Q 後期高齢者医療被保険者証が届きました。制度の対象となるのは、どのような方ですか？

A 対象となるのは、75歳以上のすべての方と65歳以上の寝たきりなどの一定の障害をお持ちの方で市町村の認定を受けた方です。いままでの老人医療受給者と同じ基準となります。対象となる方に、「後期高齢者医療被保険者証」をお届けしました。4月からはこの新しい保険証を病院の窓口へご提示ください。後期高齢者医療制度の給付は、基本的には老人医療制度と変わりません。保険証に記載されている負担割合どおり、かかった医療費の1割または3割を負担いただくこととなります。

鳥取県後期高齢者医療広域連合
嘱託職員の募集について

鳥取県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度を円滑に運営するため、嘱託職員を募集することになりました。

○職務内容

・後期高齢者医療診療報酬明細書（レセプト）に係る資格確認事務、医療費集計に関する事務等

○採用予定人数

・2名

○任用期間

・平成20年6月1日～平成21年3月31日

○報酬等

・月額123,700円（通勤手当等あり）

○申込期間 平成20年4月11日まで

【問い合わせ先】

鳥取県後期高齢者医療広域連合 総務課

☎（0858）32-1097

募集要領は、役場住民生活課にあります。

後期高齢者医療制度についてのお問い合わせは、
岩美町役場住民生活課 住民係
☎（0857）73-1415
鳥取県後期高齢者医療広域連合
☎（0858）32-1097

学生の皆さん！

学生納付特例の申請は
お早めに

満20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入することが義務付けられています。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないので、学生本人の所得が一定額以下の場合、在学期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までのため、毎年申請が必要です。

学生納付特例申請の簡素化について

前年度に学生納付特例を申請された方で、卒業予定年月日を記入され、翌年度も引き続き在学中の場合は、必要事項を印字した申請ハガキをお送りし、簡単な記入で申請を可能とする簡素化が図られます。

学生納付特例期間は、10年以内であれば、追納でき、追納された期間は将来の年金額に反映されます。

これから20歳を迎える学生の方は、国民年金の加入と同時に手続きしましょう。

手続きには年金手帳、学生証か在学証明書、印鑑が必要です。